

## 入 札 説 明 書

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

この公告の業務は、入札を、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う業務である。なお、電子入札システムにより難しい場合は、契約担当者（知事又は知事の委任を受けて契約を締結する権限を有する者）の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

### 1 競争入札に付する事項

別添入札公告の1に掲げるとおり

### 2 入札保証金に関する事項

別添入札公告の8(1)アに掲げるとおり、別添入札公告の3に掲げる事前確認を行い、入札参加資格があると認められた者については入札保証金の納付を免除する。なお、入札参加資格がないと認められた者については、7(11)イに掲げるとおり入札書を無効とし、開札しないこととする。

### 3 落札者の決定の方法

別添入札公告の6に掲げるとおり（くじの詳細については別紙3を参照すること。）

なお、落札者が決定した場合は、原則としてすべての入札参加者に対して電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとし、契約締結後、入札情報公開システムにおいて入札結果を公表する。ただし、紙入札方式による入札参加者に対しては次に掲げるところによるものとする。

#### (1) 紙入札方式による入札参加者が落札者であるとき

当該落札者に対して書面により落札者決定の通知を行う。

#### (2) 紙入札方式による入札参加者が落札者以外であるとき

入札情報公開システムに入札結果を公表することをもって落札者決定の通知に代える。

### 4 委託する業務の仕様その他の明細

別途貸与又は閲覧に供する図面、数量計算書及び仕様書（土木工事の監督に関する現場技術業務委託共通仕様書及び特記仕様書を含む。以下「設計書等」という。）のとおりに

### 5 開札に立ち会う者に関する事項

電子入札システムによる入札参加者で立会いを希望する者は、開札に立ち会うことができるものとする。また、やむを得ず紙入札方式による参加者は、開札に立ち会うものとする。ただし、当該紙入札方式による参加者が開札に立ち会わない場合においても開札するものとする。

なお、立会いを希望する入札参加者がいない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

### 6 電子入札等に関する事項

#### (1) この公告の業務は、原則として、入札参加資格確認申請、入札書の提出、開札等の行為を運用基準に定義する電子入札システムにより行う業務である。

#### (2) 紙入札方式による場合

入札参加者にやむを得ない事由（運用基準2-1に定めるものに限る。）があると認められる場合に限り、紙入札方式によることができる。当初から紙入札方式を希望する者は、

令和〇年〇月〇日（〇）から〇月〇日（〇）までの受付期間中（休日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の機関の休日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に、運用基準2-1に定める紙入札方式参加承諾願を別添入札公告の8(6)に掲げる場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るもので期限の最終日の午後5時までに到着したものに限り。以下同じ。）により提出すること。

(3) (2)により紙入札方式での入札参加を認めた者については、当該入札に限り、紙入札方式から電子入札への再度の移行は認めない。

(4) 7(1)に掲げる書類（以下「添付書類」という。）は、別添入札公告の5(1)に掲げる入札の期間内に、電子入札における入札書に添付して提出すること。

ただし、当該添付書類の容量が合計で3メガバイトを超える場合は、添付書類に係る紙媒体又は電子媒体（書き換えのできないものに限る。）を持参又は郵送により別添入札公告の8(6)に掲げる場所へ提出するとともに、運用基準5-3に定める提出書類通知書（別紙1-2）を電子入札における入札書に添付して提出すること。

また、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、入札書及び当該添付書類を、別添入札公告の5(1)に掲げる入札の期間内に、持参又は郵送により別添入札公告の8(6)に掲げる場所へ提出すること。この場合、入札書は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札書を入れ、その表に入札件名を表示し、密封したものを提出すること。

## 7 その他必要な事項

### (1) 事前確認資料の提出

事前確認には以下の書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（別紙1）

イ 入札参加資格確認資料（別紙2）

### (2) 対象工事の施工業者等の入札参加制限

別添入札公告の2(4)に掲げる入札参加資格により、次のア又はイに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 別添入札公告の1(3)オに掲げる「施工業者」

イ 次の①又は②に該当する者（別添入札公告の2(4)における「当該業者と資本若しくは人事面において関連がある者」）

① 当該業者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設コンサルタント業者

② 建設コンサルタント業者の代表権を有する役員が、当該業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設コンサルタント業者

### (3) 入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係に係る入札参加制限

別添入札公告の2(5)に掲げる入札参加資格により、入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合、当該関係がある者が行った入札は無効とする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再

生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）である場合は除く。

① 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(4) 設計書等の貸与及び閲覧

ア 設計書等は、令和〇年〇月〇日（〇）から〇月〇日（〇）までの受付期間中に、様式1「設計書等貸与申請書」を別添入札公告の8(7)に掲げる場所に提出した者に対して、令和〇年〇月〇日（〇）までの間において、原則として、3日間に限り貸与する。なお、閲覧についても上記の場所で行う。

イ 前項の3日間は、貸与した日を初日とし、休日を含まない。

ウ 入札情報公開システムにより閲覧に供する設計書等を閲覧する場合には、様式1「設計書等貸与申請書」の提出は不要である。

(5) 入札説明書についての質問

ア 入札説明書についての質問は、電子入札システムによるほか、質問事項を記載した書面を持参又は郵送により提出することができる。なお、電子入札システムにより提出する場合、質問事項には入札参加者名が特定できる内容を記載しないこと。

イ 入札説明書についての質問を持参又は郵送により提出する場合は、令和〇年〇月〇日（〇）から〇月〇日（〇）までの受付期間中に、別添入札公告の8(6)に掲げる場所へ提出すること。

ウ 入札説明書についての質問に対する回答は、入札情報公開システムに掲載することにより行う。

(6) 入札方法

ア やむを得ず紙入札方式による場合、入札書の様式は様式2のとおりとする。この場合、必ず電子くじ入力番号（任意の3桁の数字）を記載すること。

イ やむを得ず紙入札方式による場合、委任状については、代表者からの委任とし、入札書と併せて提出すること。委任状の様式は、様式4の内容を具備した自社様式でも可とする。

ウ 入札書の提出に際し、業務委託費内訳書の取扱いについて（別紙6）をよく読むとともに、入札書に記載される金額に対応し、項目及び工種ごとに金額を記載した業務委託費内訳書を添付すること。

【予定価格500万円以下の場合】

エ この業務は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第134条第1項の規定に基

づき、最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）を設定しており、この価格を下回る価格で入札を行った者は落札者としなない。

**【予定価格500万円超の場合】**

エ この業務は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の2第1項の規定に基づき、調査基準価格を設定しており、この価格を下回る価格で入札を行った者に対して、同規則第133条の2第2項の規定に基づき、低入札価格調査を行うこととしている。したがって、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、低入札価格調査方法について（業務委託）（別紙7）をよく読むとともに、別添入札公告に掲げる期限までに、愛媛県業務委託低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日制定。以下「低入札価格調査実施要綱」という。）第5条第1項に定められた資料を持参により提出すること。期限までに資料が提出できない場合、当該入札は失格とするので留意すること。また、調査に対応できない旨の申し出があった場合も当該入札を失格とする。

オ 愛媛県建設工事入札者心得（別紙5）及び運用基準を遵守すること。

(7) 開札後の追加資料の提出

**【予定価格500万円以下の場合】**

ア 会計規則第133条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低価格をもって入札を行った者は、以下の追加資料を電子入札システム、FAX、電子メール又は持参により、別途指定する日時までに速やかに提出すること。

**【予定価格500万円超の場合】**

ア 会計規則第133条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者は、以下の追加資料を電子入札システム、FAX、電子メール又は持参により、別途指定する日時までに速やかに提出すること。

なお、追加資料の提出がなかった場合は、規則第139条に基づき当該入札を無効とするので、当該追加資料について準備を行った上で入札に参加すること。

- ① 管理技術者及び現場技術員に必要となる要件を証する書類
- ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し

イ 管理技術者及び現場技術員に必要となる要件を証する書類は、以下に掲げるとおりである。

ア) 別添入札公告2(8)ア及び(9)アからオの資格を証する以下の書類

- ① 保有資格の資格証等の写し

イ) 別添入札公告2(8)イ及び(9)カの実績を証する以下のいずれか書類

- ① 配置予定技術者が従事した同種又は類似業務に係る契約書及び従事したことが確認できる資料（業務計画書、成果物等）の写し（ただし、当該業務が、一般財団

法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録され、登録内容確認書（業務実績）、登録のための確認のお願い又は業務カルテ（完了時登録）で当該業務に従事したことが確認できる場合は、この写しを提出することで足りる。）

- ② 配置予定技術者が発注者の立場として同種又は類似業務に従事した実績の場合は、当該業務の発注機関の証明を受けた配置予定技術者が当該業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料（ただし、①に掲げる書類で、当該業務に従事した実績が確認できる場合は、この書類の提出で足りる。）

なお、当該業務の発注者が愛媛県の場合は、これらの資料の提出は要しない。

- カ) 別添入札公告 2 (9) キの従事経験を証する以下の書類

所属していた機関の証明を受けた配置予定技術者が土木事業（農業土木事業、森林土木事業及び水産土木事業を除く。）に関する技術的行政経験を有することが類推できる経歴書等の資料

なお、所属していた機関が愛媛県の場合は、これらの資料の提出は要しない。

- (8) 契約保証金

別添入札公告の 8 (1) イに掲げるとおり

- (9) 契約書

この業務の委託契約に使用する業務委託契約書は、別添入札公告の 8 (7) に掲げる場所で閲覧に供する。

- (10) 支払条件

前金払は行わないが、部分払は契約書に基づき行う。

- (11) その他

ア 落札決定後、委託契約の締結までの間に、当該業者が別添入札公告の 2 に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは受注業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

イ 本入札は別添入札公告に掲げるとおり入札後審査型一般競争入札方式により実施するので、別添入札公告の 3 に掲げる事前確認の結果、入札参加資格がないと認められた者については、当該業者が提出した入札書は無効とし、開札しない。

ウ 本説明書の別紙及び様式（入札参加資格確認申請書（別紙 1）及び入札参加資格確認資料（別紙 2）を除く。）については、えひめ電子入札共同システムポータルサイトの「各自治体情報」の表中「愛媛県」欄に掲載する。

エ 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。